

改正労働基準法の周知等の状況

令和3年度山形労働局行政運営方針(抜粋)

② 自動車運送業、建設業における勤務環境の改善

- トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために関係機関と連携して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知等を行う。

【これまでの取組状況】

1 説明会等の開催状況

(令和元年度)

- 荷主とトラック運送事業者を対象とした運転者の労働環境改善に向けた説明会を6月に県内3地区(山形、庄内、置賜)で開催。

◆ 荷主: 74事業場、104名 運送業者: 116事業場、145名参加

- 荷主とトラック運送業者のための運転者の労働時間短縮に向けたセミナーを開催(委託事業)。

◆ 荷主: 22事業場、26名 運送業者: 42事業場、50名参加

(令和2年度)

- 山形運輸支局の協力を得て、労働基準法の改正内容及び「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等に係る説明会を開催(委託事業)。

◆ 10/22 村山地区(トラック協会) 24事業場、11/20 庄内地区(いろり火の里) 8事業場

(令和3年度)

- 山形運輸支局の協力を得て、労働基準法の改正内容及び「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等に係る説明会を開催(委託事業)。

◆ 2/8 村山地区(トラック協会) 2事業場

- 荷主とトラック運送事業者を対象とした運転者の労働環境改善に向けた説明会を1月に県内2地区(山形、庄内)で開催。

◆ 荷主: 18事業場、20名 運送業者: 38事業場、43名参加